

基準日設定につき通知公告

(株式分割に関する事項)

当社は、平成 30 年 2 月 7 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式 1 株を 60 株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成 30 年 1 月 22 日

東京都新宿区富久町 16 番 6 号 西倉 LK ビル 2 階

株式会社ベストワンドットコム

代表取締役 澤田 秀太